

# 【事前調査実施者要件】環境省施行通知(関係箇所抜粋)

環水大大発第 2011301 号  
令和 2 年 11 月 30 日

都 道 府 県 知 事 }  
大気汚染防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 303 号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 304 号。以下「改正政令」という。）が令和 2 年 10 月 7 日に、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年環境省令第 25 号。以下「整備省令」という。）が令和 2 年 10 月 15 日に、関係告示が令和 2 年 10 月 7 日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなった。

貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

平成 29 年 5 月 30 日付け環水大大発第 1705301 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（以下「仕上塗材に係る通知」という。）は改正法の施行日をもって廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）においては、国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止に係る規制措置を講じており、規制対象の拡大など規制の強化を行ってきたところである。

なる建築物等の同一箇所について、過去に新法及びこれに基づく命令に定める方法により事前調査（建築物に係る書面による調査及び目視による調査にあつては、(2)の一定の知見を有する者が行ったものに限る。）を行っている場合は、その結果を活用することを妨げるものではない。

(2) 調査を適切に行うために必要な知識を有する者

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（解体等工事が、平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他等の書面により明らかであつて、当該建築物以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合（以下「平成 18 年 9 月 1 日以降の建築物の場合」という。）を除く。）に係る書面による調査及び目視による調査については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者（以下「一般調査者」という。）、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者（以下「特定調査者」という。）又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者に行わせることとした。また、同条第 4 項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部については、上記の者に加え、同項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（以下「一戸建て等調査者」という。）に調査を行わせることができることとした。なお、解体等工事に係る建築物の設置の工事に着手した日を設計図書その他の書面により調査するに当たっては、必ずしも一般調査者、特定調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者又は一戸建て等調査者（以下「調査者等」という。）を活用することは要しない。

また、建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事が多数行われていることから、円滑な事前調査の実施に十分な人数の調査者等を養成するため、当該者に調査を行わせる義務については、令和 5 年 10 月 1 日より適用することとした（新法第 18 条の 15 第 1 項及び第 4 項、新規則第 16 条の 5、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和 2 年環境省告示第 76 号））が、義務付け適用以前においても、事前調査は調査者等に行わせることが望ましい。

平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発第 1711201 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」において、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者には、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれるものとしてきたことを踏まえ、「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者とする。

一般調査者及び特定調査者については、いずれの建築物の調査も行わせることができることとしているが、使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者に行わせることが望ましい。

分析による調査については、石綿障害予防規則第3条第6項の規定により、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号））に行わせなければならない。

なお、工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る事前調査については、調査者等による事前調査を義務づけることとはしていない。

### (3) 自主施工者である個人による事前調査

(2)にかかわらず、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができることとした。「排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事」とは、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料の一部を加工する作業のみを伴うような建設工事をいい、個人が事前調査を行う場合の負担や石綿飛散の蓋然性を踏まえ、このような作業については必ずしも調査者等に調査を行わせることを要しないこととしたものである。（新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5）

ただし、個人であっても、作業基準の遵守義務等、法の規制の対象であり、当該作業を伴う建設工事を特定工事とみなして新法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずるか、又は調査者等に調査を行わせることが望ましい。

## 3 解体等工事に係る説明

解体等工事の元請業者が当該解体等工事の発注者に対して書面に記載して説明する事項は、次のとおりとした。当該説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合には、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行うこととした。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、当該説明を調査の実施後速やかに行うものとしている。説明に当たっては、電磁的方法により書面を発行し説明することができるものとする。また、説明の書面の写しは、元請業者が特定工事の終了した日から3年間保存しなければならないこととするとともに、電磁的記録を使用して保存することができることとした。（新法第18条の15第1項及び第3項、新規則第16条の6、第16条の7及び第16条の8第3項）

(4) 建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の囲い込み等に係る作業

吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業時に石綿が飛散するおそれが大きいため、(1)の作業の方法（新規則別表第7の1の項下欄）で行うこととした。「切断、破碎等」には、切断又は破碎のほか、作業時の振動によって石綿の飛散のおそれがある場合の振動も含まれる。新規則別表第7の1の項下欄ホに規定する「湿潤化」には、封じ込めの作業において石綿飛散防止剤を吹付け、又は浸透させることが含まれる。

## 第11 施行期日等

### 1 施行期日

改正法、改正政令及び整備省令は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、事前調査結果等の報告（第3の7）に係る規定については、令和4年4月1日から施行することとした。

また、事前調査における調査者等の活用（第3の2）に係る規定については、令和5年10月1日から適用することとした。

なお、関連告示については、それぞれ関連する改正法、改正政令及び整備省令の施行又は適用の日から適用することとした。

### 2 経過措置

新令第10条の2の規定により、新法第18条の17に基づく届出は、改正前の法第18条の15に基づく届出と実質的には対象・内容が同じものとなることから、これらの規定に基づく届出義務違反に対しては、施行の前後にかかわらず同様に罰則を適用し、罰則適用の均衡が保たれるようにする必要がある。当該届出義務違反の成立時期は、届出を行わずに特定粉じん排出等作業を開始したときであるため、新法の届出の適用を施行日から14日間遅らせ、施行日の14日後に着手する作業までは旧法に基づく届出を行い、それ以降は新法に基づく届出を行うものとし、施行直後の14日間については旧法の義務違反による罰則が科されることとした。

また、事前調査から特定粉じん排出等作業の完了まで一連の流れであることから、新法第18条の15(第6項を除く。)及び第18条の16から第18条の23までの規定は、一律に施行日の14日後に着手する建設工事(旧法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であって、同日前に着手していないもの(以下「届出がされた未着手の工事」という。))を除く。)について適用することとし、同日前に着手した解体等工事(届出がされた未着手の工事を含む。)については従前の例によることとした。あわせて、新令第3条の3の規定の適用も施行日から14日間遅らせ、施行直後の14日間に着手した解体等工事(届出がされた未着手の工事を含む。)についても届出対象が従前と同様になるようにした。改正規則第